

○富里市防災会議条例

昭和 40 年 3 月 25 日条例第 9 号

改正

昭和 41 年 9 月 30 日条例第 24 号

平成 8 年 3 月 26 日条例第 9 号

平成 24 年 9 月 28 日条例第 28 号

昭和 62 年 3 月 27 日条例第 12 号

平成 12 年 3 月 27 日条例第 24 号

富里市防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、富里市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富里市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

る事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 千葉県の職員
 - (3) 千葉県警察官
 - (4) 市の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) その他市長が特に必要と認めた者
- 6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号、8 号及び 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年9月30日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月27日条例第12号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

防災会議委員名簿

区分	機関名
会長	富里市長
第 1 号委員（指定地方行政機関の職員）	農林水産省関東農政局千葉県拠点
第 2 号委員（県の職員）	千葉県印旛地域振興事務所
	千葉県成田土木事務所
	千葉県印旛健康福祉センター
第 3 号委員（県の警察官）	千葉県成田警察署
第 4 号委員（市の職員）	富里市災害対策本部本部員
	富里市災害対策本部本部員
	富里市災害対策本部本部員
	富里市災害対策本部本部員
	富里市災害対策本部本部員
	富里市災害対策本部本部員
	富里市災害対策本部本部員
	富里市災害対策本部本部員
第 5 号委員（教育長）	富里市教育委員会教育長
第 6 号委員（消防長及び消防団長）	富里市消防長
	富里市消防団長
第 7 号委員（指定公共機関・指定地方公共機関の職員）	東京電力(株) 成田支社
	東日本電信電話(株) 千葉支店
	日本赤十字社 成田赤十字病院
	日本郵便(株) 富里郵便局
	東京ガス(株) 千葉支社
	日本瓦斯(株) 成田営業所
	銚子地方気象台
第 8 号委員（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者）	自主防災組織代表者
	自主防災組織代表者
	学識経験者
	学識経験者
第 9 号委員（その他市長が特に必要と認めた者）	陸上自衛隊第 1 空挺団 第 2 普通科大隊
	印旛市郡医師会
	印旛郡市歯科医師会
	印旛郡市薬剤師会
	富里市社会福祉協議会